

資料

電波監理審議会会長会見用資料

平成28年2月5日

日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について  
(平成28年2月5日 諒問第2号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(茅野課長補佐、大塚係長、渡邊官)

電話：03-5253-5778

## 日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

また、情報通信技術の急速な発展を背景に国民・視聴者のニーズや視聴環境が大きく変化する中で、公共放送として、それらの変化に着実に対応し、日本経済の成長や豊かな国民生活の実現に貢献することが必要となっている。

このような状況下にあって、協会の平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靭化及び受信料負担の公平性の確保に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる。

しかし、平成27年度において、事実に基づかず、自らの番組基準に抵触した放送が行われたことが明らかになったこと及び協会の子会社における不祥事が相次いで発覚したことは、国民・視聴者の協会に対する信頼を大きく損なうものであり、国民・視聴者の負担する受信料に支えられている公共放送としての社会的責任に鑑み、憂慮すべきことである。

特に子会社の不祥事については、これまで数次の改革や制度改正を経て、協会自身が調査委員会を設ける等してコンプライアンスの徹底に取り組んだにもかかわらず、平成27年度においても出張旅費の不正受領、工事費の不正受領といった事案が発生しており、ガバナンスを含め、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直すことが急務である。

したがって、平成28年度収支予算等の実施に当たって、協会がこの事態を厳粛に受け止め、子会社を含むグループ全体としての協会の改革に組織を挙げて迅速に取り組むことが強く求められる。

また、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられているとの認識を新たにし、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

こうした認識の下、特に下記の点について配意すべきである。

### 1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。
- 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えること。

- 平成26年5月14日の「クローズアップ現代」において、事実に基づかず、自らの番組基準に抵触する放送を行ったことに関し、平成27年4月28日付けで行われた総務大臣による行政指導を踏まえ、再発防止に向けた取組を引き続き着実に実施するとともに、放送番組審議機関の機能の発揮等により、様々な機会において放送番組に対する国民・視聴者の声に十分に耳を傾けつつ、国民・視聴者の信頼回復に努めること。
- 地方の創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、地方の魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの一層の充実及び国内外に向けた積極的発信に努めること。
- 字幕・解説放送等について、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（平成24年10月2日）を踏まえ、緊急放送時の字幕放送の実施などの一層の充実を図ること。

## 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- 現在、我が国が重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていることを踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方の創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」については、引き続き、「NHK海外情報発信強化に関する検討会 中間報告」（平成27年1月30日）を参考に、協会の国際放送子会社の強化や海外事業者との連携を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化の取組も含めたインターネットの適切な活用、国内外の受信環境の一層の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定の上、P D C Aサイクルを強化すること。
- 訪日外国人観光客の増加や日本各地の產品、先端技術・サービス等への海外需要の拡大、そして地方の創生等に貢献し、経済成長や国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の活用も含めた放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、海外情報発信の総合的な強化に努めること。

## 3 4K・8K放送及びインターネット活用業務の積極的推進

- 4K・8K放送について、平成28年（2016年）に実施予定のBSによる試験放送に必要な技術実証を進めるとともに、国民・視聴者に対する周知広報、他の放送事業者による再放送やパブリックビューイング等を含めた視聴機会の拡大などの実用放送への円滑な移行に向けた取組を進めること。また、平成30年（2018年）に実施予定のBSによる実用放送の開始に向けて、早期かつ円滑な普及に向けた取組を積極的に実施するとともに、他の放送事業者、受信機メーカーなど関連事業者と連携しつつ、視聴可

能受信機やサービス内容に関する情報提供を国民・視聴者に対して適切に行うなど、その普及促進について公共放送としての先導的役割を果たすこと。

- インターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割を踏まえ、国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に対応するよう取り組むこと。その際、我が国の放送サービス向上の観点から、平成27年度から開始したインターネット同時配信に関する試験的提供を含め、その成果の関係者間での共有や相互連携に努めるとともに、情報セキュリティ、コスト、視聴者ニーズ、新サービスの可能性、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係及び透明性の確保について十分検討すること。また、NHKオンデマンドサービスについても、同様の視点から今後のサービスの在り方について検討し、併せてその収支の一層の改善に努めること。
- 4K・8K放送及びインターネット活用業務の実施に当たっては、視聴者利益を拡大する観点から総合的に取り組むこと。その際、関係者の意見を十分に踏まえつつ、サービスの高度化の積極的推進や他の産業での利活用等への寄与とともに、国民・視聴者が安心して利用できるようにするための環境整備に努めること。

#### 4 子会社改革の推進

- 子会社については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）以降の累次の指摘、それらを踏まえた子会社の整理・統合やガバナンスの強化等にもかかわらずなお不祥事が生じていることに鑑み、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直す改革を早急に実施すること。
- 実施に当たっては、次の点に十分留意すること。
  - ・ 子会社の業務範囲の適正化
  - ・ 子会社における適正な経営及びコンプライアンスの確保
  - ・ 協会と子会社との取引における透明性・適正性の確保
  - ・ 子会社の利益剰余金の協会への適正な還元

#### 5 経営改革の推進

- 子会社を含むグループ全体におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向け、経営委員会及び監査委員会が更にその機能を発揮することができるよう、必要な情報提供を適時適切に行うこと。
- 協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料に支えられていることを十分に自覚し、コスト意識を持って業務の合理化・効率化に努めること。
- 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。以下同じ。）・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に女性職員の役員・管理職への登用拡大については、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日）を踏まえ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減等、従来指摘してきた事項に

についても、引き続き取組の徹底を図ること。

## 6 受信料の公平負担に向けた取組

- 受信料の公平負担に向けて、「NHK経営計画2015－2017年度」に掲げる平成29年度末の支払率80%を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。
- 上記の対策についての現状分析と課題の整理を十分に行うとともに、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。

## 7 新放送センター整備

- 新放送センターの整備については、建設基本計画がまとまった場合には、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。また、機能の地方分散についても積極的に検討すること。

## 8 東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靭化

- 東日本大震災から5年を経る中、震災被害の風化を防ぐ観点からも、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる受信環境整備等について適切に取り組むこと。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靭化を図ること。